

名古屋市上下水道局管理規程第7号

名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第3条第1項第10号中「又は同部営業所」を削り、同条第2項第13号ア中「勤務する職員が」を「おける作業に」に改め、同号イを次のように改める。

イ ア以外の場合 1回280円

第3条第2項第13号ウを削る。

第4条第2項第1号ア中「1,500円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「1,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に、この規程による改正前の名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程に規定する勤務内容に係る勤務に従事した職員（施行日の前日から施行日に引き続いて当該勤務に従事した者を含む。）に対する特殊勤務手当の支給及び計算については、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。